

市民後見人になろう

認知症等により判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や福祉サービス契約等を担う成年後見制度において国が推進する「市民後見人」を養成するため、5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）で共同運営する多摩南部成年後見センターが養成講座を開講します。受講者は同センターに登録され、支援を受けながら市民後見人として活動します。

社会貢献への意欲や関心のある方、ぜひご応募ください。

【日時】 **令和4年4月中旬から開講！**

講座	期間	頻度
基礎講習	令和4年4月中旬～5月	集合研修3日間、オンライン研修（12講義）
実務研修	令和4年6月上旬～7月	集合研修8日間 平日午後（約3時間）
現場実習	令和4年8月～12月頃	月1～2回（1回2～3時間程度）

※令和3年度に実施した基礎講習（講義）、実務研修（演習）の内容は、募集要領に記載があります。

【会場】 多摩南部成年後見センター会議室、総合福祉センター、文化会館たづくり 等

【対象者】 **集合研修に出席（その他はオンライン視聴）できる、5市内在住の方**

応募資格はホームページの募集要領でご確認ください

[\(http://www.kouken-center.or.jp/\)](http://www.kouken-center.or.jp/)。

【定員】 **10～15名程度**

【講師】 弁護士・医師・司法書士・社会福祉士・行政職員・センター職員等

【受講費用】 **無料**

【選考】 書類、面接（令和4年2月7日(月)～10日(木)予定）

【応募方法】 以下の①②を郵送か持参にて提出

① 経歴書 **※ホームページよりダウンロード可**

② 作文「市民後見人に関する私の考え」
（700～800字）※総文字数を記載

令和3年12月1日(水)～令和4年1月17日(月)（必着）

【応募・問い合わせ】

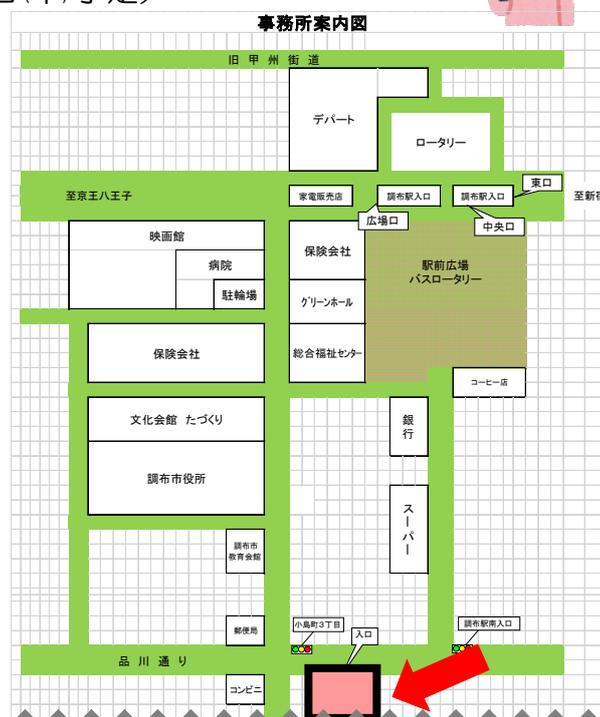
〒182-0026 調布市小島町3-69-2
第一荒井麗峰ビル2F

多摩南部成年後見センター 宛

☎ 042-498-5802

担当：コーディネーター

「多摩南部成年後見センター」で検索！



市民後見人養成研修とセンター登録の流れ

基礎講習（講義）：28時間程度

4月半ば～5月

- ・市民後見人とは
- ・被後見人等への支援の基本的な視点
- ・成年後見制度の基本理念と概要
- ・障害の理解と対象者理解（知的障害・精神障害・認知症）
- ・支援のための法律知識
- ・消費生活相談の実態とその対応
- ・本人を支える福祉サービスと社会資源
（生活保護制度・介護保険制度・社会資源の活用・後期高齢者医療制度）
- ・後見人からの実践レポート（申立て実務含む）
- ・いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える（事例検討・グループワーク）

*集合研修は3日間、その他はオンライン研修
（12講義）となります。

基礎講習では、弁護士や医師、司法書士、社会福祉士、行政職員を講師に迎えた充実した講義を、無料で受講することができます！

実務研修（演習）：8日間 24時間程度

6月～7月

- ・就任前・就任時事務（申立て・財産引継ぎ・調査、初回報告等）
- ・日常事務（身上保護・財産管理）
- ・定期報告（後見事務報告）・臨時事務
- ・終了後事務
- ・施設見学（特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム等）

*集合研修8日間（平日午後）となります。

実務研修では、センター職員が講師となり、後見人となった際の実務を丁寧に説明します。

市民後見人としてセンターへ登録（修了証交付）

※受任まで現場実習にて実務を学んでいただきます。

現場実習（実習）：毎月1、2日（1回2～3時間程度）

8月～12月頃

- ・市役所、金融機関等へ提出する申請書類等について
- ・施設契約書等の作成

※受任時点で、現場実習は終了となります。

会場：多摩南部成年後見センター

（京王線調布駅中央口から徒歩6分）

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、集合研修も、YouTube等の視聴形式の研修となる可能性があります。